

# 令和5年度 指定管理者運営評価シート

|     |         |
|-----|---------|
| 所管課 | スポーツ推進課 |
|-----|---------|

## 1. 公の施設

|         |   |
|---------|---|
| 公の施設の名称 | 西宮市立今津体育館、西宮市立鳴尾体育館、西宮市立甲武体育館   |
| 所在地     | 西宮市今津真砂町1番4号 他  |
| 施設概要    | 体育館には、体育室・会議室・軽スポーツ室などが設置され、クォーターテニス・バスケットボールなどの球技から武道まで幅広く利用されている。       |
| 施設の設置目的 | あらゆる世代の市民が快適かつ安心してスポーツに親しめる場を提供し、スポーツ及びレクリエーションの推進を図り、市民の心身の健全な発達を促進するため。 |

## 2. 指定管理者

|       |     |                  |       |                  |                 |
|-------|-----|------------------|-------|------------------|-----------------|
| 指定管理者 | 団体名 | 西宮スポーツコミュニティ共同体  | 指定期間  | 開始日              | 平成 30 年 4 月 1 日 |
|       | 所在地 | 神戸市中央区港島中町7丁目1番1 |       | 終了日              | 令和 5 年 3 月 31 日 |
| 選定方法  |     | 公募               | 評価対象年 | 指定期間 5 年のうち 5 年目 |                 |

## 3. 指定管理者の業務履行状況

|                         |  |          |          |          |          |          |
|-------------------------|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①施設の維持・管理関係             | <p>施設の老朽化により施設・設備に劣化箇所が随所に見受けられる状況にある。市所管課と協議しつつ、指定管理者の施設管理担当者が主担当として、施設内外を巡回・点検している。具体的には、トイレ、排煙窓、排水管、運動施設備品など事故等の危険度の高い箇所や利用頻度の高い箇所、満足度向上につながる箇所を優先して補修等を実施した。</p> <p>維持管理・補修等に当たっては、仕様書に基づき、また関係法令に規定された管理基準を遵守して、施設や設備、備品が安全な状態を保てるよう日常点検を行っている。さらに、業務日誌を活用し、施設の状態、点検、清掃箇所等を職員間で情報共有を行い、施設設備が良好に維持できるような体制をとっている。また、新型コロナウイルス感染症予防対策として消毒液・石鹸の設置、施設の消毒作業をするなど感染予防を徹底している。</p>  |          |          |          |          |          |
| ②施設の事業・運営関係             | <p>「西宮市運動施設条例」等に基づいて、利用者にとって公平で安全に使用できるよう効率的な運営を行っている。また、大会開催にあたり、事前に利用団体との打ち合わせを実施し、事故発生防止及びスムーズな運営が図られるよう、施設開設時間の延長をしている。施設の予約については、施設予約システム（スポーツネットにしのみや）によって、施設の使用許可に伴う事務、使用料の徴収及び統計作成業務等を行った。</p> <p>また、「スポーツを通じて人と地域を元気に」を基本理念としてストレッチ教室、バスケットボール教室、バレーボール教室、クォーターテニス教室、親子教室、マラソン教室など様々なスポーツ教室・イベントを実施した。</p> <p>体育室の全日稼働率は、今津体育館は87%（R3年度：92%）、鳴尾体育館は82%（R3年度：85%）、甲武体育館は92%（R3年度：94%）となり、前年と比較し減少している。</p> <p>労働実態調査の結果：労働基準法をはじめとする関連法令を遵守しており、また労働条件等に関して適切なものであった。</p> <p>調査結果後の指示事項：なし</p>   |          |          |          |          |          |
| ③指定管理者の提案による取組と今後の改善点など | <p>当初及び指定期間中の提案：</p> <p>①誰もが安全・快適に利用できる施設（修繕計画作成、熱中症対策、感染症予防対策）<br/>                 ②地域交流につながるサービスの実施（情報コーナー設置、季節行事、交流会、出張講座）<br/>                 ③利用者サービスの充実（意見箱、研修、スポーツ用品貸出）</p> <p>取組結果：</p> <p>①スポーツ教室・イベントを企画・運営し、スポーツ教室等参加人数は、延べ9,941人（R3年度：9,702人）となった。<br/>                 ②熱中症対策として氷のサービス、ポスター掲示、利用者への声かけを実施した。<br/>                 ③地域のコミュニティ施設として季節を感じる窓口の装飾に取り組んだ。<br/>                 ④情報コーナーの設置、ホームページでの情報提供、チラシの作成を行った。<br/>                 ⑤職員の資質の維持、向上を図るため社内研修、講習会等を実施した。<br/>                 ⑥意見箱を設置し、施設運営向上に取り組むとともに、利用者の声に対する回答を掲示した。<br/>                 ⑦消毒液の設置、換気の徹底など新型コロナウイルスの感染予防に努めた。<br/>                 ⑧レンタルシューズの準備を進めていたが、コロナの影響により実施を見送った。</p> <p>今後の改善点：</p> <p>あらゆる世代が参加できる自主事業の充実を図り、施設の利用促進を行うこと。<br/>                 利用者の満足度が上がるよう施設の維持管理に努め、利用者が安心・快適に利用できる環境を整備すること。</p> |          |          |          |          |          |
| 施設利用状況(量)を示す指標名         | 単位   | R1年度(実績) | R2年度(実績) | R3年度(実績) | R4年度(実績) | R5年度(計画) |
| ① 今津体育館                 | 件  | 7,033    | 6,457    | 5,825    | 5,589    | —        |
| ② 鳴尾体育館                 | 件  | 5,236    | 4,534    | 4,423    | 4,431    | —        |
| ③ 甲武体育館                 | 件  | 6,709    | 6,256    | 5,897    | 5,358    | —        |
| 年間利用件数 合計               | 件  | 18,978   | 17,247   | 16,145   | 15,378   | —        |
| 4 一般開放年間利用人数            | 人  | 23,859   | 19,186   | 11,498   | 20,691   | —        |

#### 4. 利用者アンケート等の結果

|                   |   |
|-------------------|---|
| ①利用者アンケート等の実施日・手法 | 実施日：令和4年10月<br>手法：施設利用者に対して配布 / 回収数：619名  |
| ②利用者アンケート等の結果     | 施設・設備のコンディション、清掃状況、職員の対応、利用方法について満足度を調査し、概ね高い評価を得ている。総合評価については、7割の回答者より「満足」、「やや満足」の評価であった。スポーツ教室の数については、「今のままでよい」との回答が8割弱と多数を占めている。設備関係では、体育室への冷房機器の新規設置や施設の老朽化に伴うトイレ等諸設備の改善などの要望があった。<br>また、混雑する駐車場等について意見・要望があった。 |
| ③結果からの改善点など       | 空調設置、施設・設備の老朽化については、市と協議し検討していくこと。<br>こまめな点検・修繕や清掃を徹底し、清潔で安全・快適な施設の維持に努めること。<br>利用者に気持ちよく利用していただけるよう、職員の資質向上に努めること。   |

#### 5. 指定管理者の安定性や継続性の評価

|                |   |
|----------------|---|
| ①評価結果          | 共同事業体を組織する2社とも流動性（流動比率等）、安全性（自己資本比率等）、収益性（売上高経常利益率等）の観点より経営分析を実施したところ、総合的に、概ね健全と評価した。 |
| ②評価結果を受けての指示事項 | なし。   |

#### 6. 指定管理料及びその内訳（指定管理者の収入）

（単位：千円）

| 区分    | R1年度(決算)  | R2年度(決算) | R3年度(決算) | R4年度(決算) | R5年度(年度協定額) |
|-------|---|----------|----------|----------|-------------|
| 指定管理料 | 90,383  | 92,695   | 92,695   | 87,783   | —           |
| うち修繕料 | (8,720)   | (9,337)  | (8,800)  | (3,888)  | —           |
|       |   |          |          |          |             |
|       |   |          |          |          |             |
| 補足説明  | 「指定管理料」の「うち数」は、その金額が明確な場合にのみ記入している。また、「うち数」の合計は、指定管理料と同じではない。<br>当該指定管理施設の比較的大規模な改修工事や備品（新規・買替）等については、緊急性・必要性などを総合的に判断して市所管課が負担している。また、光熱水費についても、市所管課が負担している。 |          |          |          |             |

#### 7. 使用料等の収納状況（市の収入）

（単位：千円）

| 区分           | R1年度(決算)   | R2年度(決算) | R3年度(決算) | R4年度(決算) | R5年度(予算) |
|--------------|--|----------|----------|----------|----------|
| 使用料          | 31,174   | 36,827   | 42,378   | 37,995   | —        |
| 光熱水費使用者負担金収入 | 560  | 95       | 0        | 0        | —        |
| 自販機電気代       | 235  | 235      | 235      | 235      | —        |
| 行政財産目的外使用料   | 153  | 135      | 138      | 132      | —        |
| その他の収入       | 445  | 380      | 370      | 345      | —        |
| 合計           | 32,567   | 37,671   | 43,122   | 38,707   | —        |
| 補足説明         | 「その他の収入」には、自動販売機取扱収入を記入している。千円未満は、四捨五入しているため、合計額が合わないときがある。<br>※令和2年7月から、施設・器具使用料の改定を実施。なお、冷暖房費用は廃止。 |          |          |          |          |

#### 8. 市による指定管理者の評価

|                 |  |
|-----------------|--|
| ①モニタリングの結果と総合評価 | 毎月1回開催している月次連絡会や現地調査を含むモニタリングなどを通じて、事務処理・施設管理が、仕様書等に即しておおむね適正に行われていることを確認した。<br>各種書類の保管状況・非常時緊急時対応・施設の維持管理業務・料金徴収事務・利用促進業務・自主事業・個人情報の取り扱い・利用者への対応などについては適合またはおおむね適合していると判断した。（現地調査による個別の指摘事項は以下②のとおり。）<br>施設設備等の老朽化に伴う軽微な補修については迅速に対応し、利用者の利便性や安全確保のため、市とも情報共有しつつ、より一層適切な施設管理が行われることが望まれる。 |
| ②指摘事項           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・美観、環境衛生の保持に留意すること。</li> <li>・物品購入明細を明確にすること。</li> <li>・備品管理を徹底すること。</li> </ul>   |